

太陽光発電設備を設置された方へ

太陽光パネルを事業用として設置している場合は、発電設備が償却資産として固定資産の課税対象となります。

対象となる設備は下表のとおりです。

◇発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や、家屋の用件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋…家屋として評価するため、償却資産としての申告は不要です。

※償却…償却資産に該当するため、申告が必要です。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例について

○概要

対象資産について新たに固定資産税が課せられることとなった年度(取得した翌年度)から3年度分の固定資産税に限り、該当設備の課税標準額を軽減する。

※設備の取得時期や発電電力によって課税標準額の特例割合が異なります。

○対象となる設備

【平成24年5月29日～平成28年3月31日までに取得した設備】

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された太陽光発電設備(蓄電設備、変電設備、送電設備を含む)。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除く。

●課税標準額の特例割合

3分の2

●提出書類

- ・経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し
- ・電気事業者が発行する『電力受給に関するお知らせ』または『特定契約書』の写し

【平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに取得した設備】

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象となりません）

●課税標準額の特例割合

3 分の 2

●提出書類

・『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

【平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までに取得した設備】

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象となりません）

●課税標準額の特例割合

発電電力が 1,000kw 未満：3 分の 2

発電電力が 1,000kw 以上：4 分の 3

●提出書類

・『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

○根拠法令

地方税法附則第 15 条第 3 項

地方税法施行規則附則第 6 条第 5 項 5 9 項